

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条中「公示送達は」の次に「、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに」を加える。

第37条第1項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第44号様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第44号様式の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。